

QA(No. 12)の一部訂正に伴う対応について(お知らせ)

■No. 12 の回答の訂正に伴う対応は、次のとおりです。

《対応が必要なパターン》 ※フロー図も参照のこと

月当たりの定額払いに属する算定項目(ピンク部分)と、利用1回ごとの出来高払いに属する算定項目(水色部分)を組み合わせる算定している場合

(例)

月に標準的なサービスを9回利用し、20分から45分の生活援助を5回利用する場合に、
2,349単位+(179単位×5回)=3,244単位と算定している場合

※ピンク内の算定項目と水色内の算定項目を組み合わせることはできません

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位	1,176	1月につき	
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合	2,349単位	2,349		
A2 1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位	3,727		
A2 2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合(※月当たり上限3,727単位)	287単位	287	1回につき	
A2 2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合(※月当たり上限3,727単位) (二) 所要時間45分以上の場合(※月当たり上限3,727単位)	179単位		179
A2 2621	訪問型独自サービス23		(二) 所要時間45分以上の場合(※月当たり上限3,727単位)	220単位	220		
A2 1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合(※月当たり上限3,727単位)	163単位	163		

《対応について》

《対応が必要なパターン》に該当している場合は、「イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合」で算定するのか「ロ 1月当たりの回数を定める場合」で算定するのかを決定し、支援経過等に記録しておいてください。

訂正後の考え方への移行は、11月1日以降のプランからとし、12月末までを経過期間とし、令和7年1月から完全移行をお願いいたします。

《月当たりの定額払いと利用1回ごとの出来高払いの違い》

■月当たりの定額払い(1週当たりの標準的な回数を定める場合)

- ・「月単位定額報酬」であり、月により、4週であっても、5週であっても定額
- ・サービス提供回数が想定回数より増減する場合でも、月途中での支給区分の変更は不要。
※翌月以降、必要に応じてケアプラン等及びサービス計画の見直しを行ってください。

■利用1回ごとの出来高払い(1月当たりの回数を定める場合)

- ・利用1回ごとの出来高払い
- ・集中的に利用する場合や、回数が週ごとに異なるなど不定期な場合の利用を想定

【対応が必要な場合のフロー図】

